

東弁27人第263号  
2015年10月20日

東京拘置所  
所長 渡邊恒雄 殿

東京弁護士会  
会長 伊藤茂昭

### 人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人 A 氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり警告いたします。

#### 記

#### 第一 警告の趣旨

貴所が、A 氏（以下「申立人」といいます。）に対し、別紙書籍目録記載1ないし22の書籍（以下「本件各書籍」といいます。）の閲覧を禁止する旨の決定をし、同決定をした旨を申立人に告知したこと（以下「本件各措置」といいます。）は、憲法上保障されている申立人の図書の見読の自由を侵害するものですので、二度とこのような人権侵害に及ぶことのないよう強く警告いたします。

#### 第二 警告の理由

##### 一 前提事実（争いのない事実、証拠等により容易に認めることができる事実）

##### 1 収容関係について

(1) 申立人は、2009（平成21）年8月26日、昏睡強盗等被告事件の刑事被告人として貴所に入所した。

申立人は、2011（平成23）年2月22日、同事件について昏睡強盗罪等により懲役13年の刑に処した裁判が確定し、同月23日、刑事被告人から懲役受刑者に資格異動し、同年4月15日、貴所から横浜刑務所に移送された。

(2) 申立人は、前記被告事件について、2009（平成21）年7月29日（公訴提起）から同年9月8日（第1回公判期日終了）まで、及び同年11月19日から同年12月8日まで、接見等禁止決定を受けており、貴所に収容されていた期間中、運動時及び入浴時を含めて単独処遇を受けてい

た。

## 2 書籍の差入れについて

貴所は、2010（平成22）年5月19日、株式会社盛好堂から郵送で申立人宛に別紙書籍目録記載1ないし6の自弁書籍の送付を受けた。

## 3 閲覧禁止措置について

(1) 貴所職員は、2010（平成22）年5月20日、別紙書籍目録記載1ないし6の書籍の内容を検査し、「男同士の性愛場面を描写した漫画雑誌であるところ、このような本を差入れされること自体、男色傾向を払拭できず、申立人を単独室の居室に収容してはいたものの、運動等、他の被収容者と接する機会もあり、性的関心を募らせることも考えられ、このまま閲覧を許可した場合、規律及び秩序の維持に支障があると思料される」旨の理由により、閲覧の禁止を相当とする意見を自弁書籍等内容検査票に記載した。

(2) 貴所長は、2010（平成22）年5月24日、別紙書籍目録記載1ないし6の書籍の閲覧を禁止する旨の決定をし、同月25日、同決定をした旨を申立人に告知した。

## 4 不服申立てについて

(1) 申立人は、2010（平成22）年6月22日、東京矯正管区長に対し、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」といいます。）第157条1項5号の規定に基づき、貴所長による別紙書籍目録記載1ないし14の書籍の閲覧禁止処分（同年5月24日付、同月26日付及び同年6月16日付の各書籍の閲覧禁止処分）について審査の申請をした。

(2) 東京矯正管区長は、2010（平成22）年9月24日、同審査申請には理由がないとして、これを棄却する旨の裁決をした。

なお、裁決書は、同月30日に申立人に交付された。

(3) 申立人は、2010（平成22）年10月25日、法務大臣に対し、刑事収容施設法第162条1項の規定に基づき、貴所長による別紙書籍目録記載1ないし14の書籍の閲覧禁止処分（同年5月24日付、同月26日付及び同年6月16日付の各書籍の閲覧禁止処分）について再審査の申請をした。

(4) 申立人は、2011（平成23）年1月12日、東京地方裁判所に対し、貴所長が2010（平成22）年5月24日付でした別紙書籍目録記載1ないし6の書籍に対する閲覧禁止処分の取消し、東京矯正管区長が2011（平成23）年9月24日付でした裁決の取消し、並びに国に対して金100万円の損害賠償を求める訴訟を提起した。

(5) 法務大臣は、2011（平成23）年6月7日、同再審査申請は不適法

であるとして、これを却下する旨の裁決をした。

- (6) 申立人は、2011（平成23）年8月5日、東京地方裁判所に対し、法務大臣が2011（平成23）年6月7日付でした裁決の取消しを求める訴訟を提起した。
- (7) 東京地方裁判所（民事第2部）は、申立人に対し、2011（平成23）年12月20日、同年1月12日付提起にかかる書籍の閲覧禁止処分の取消し及び裁決の取消しを求める訴えは不適法であるからこれらをいずれも却下する、その余の請求については理由がないから棄却する旨、同年8月5日付提起にかかる裁決の取消しを求める訴えは不適法であるうえ、不備を補正することができないからこれを却下する旨の判決を言い渡した。

## 二 認定した事実

### 1 本件各書籍の内容

本件各書籍は、全体として見れば、男性同士の性行為等が掲載された成人用雑誌、男性同士の恋愛を主題とした漫画、小説等を集録した雑誌等であり、中には男性同士で性交している場面や男性が他の男性性器を口淫している場面等、男性同士の性行為等の場面を描写した箇所が複数掲載されている（実際の男性同士の性行為等の場面を撮影した写真も掲載されている。）。

### 2 本件各措置の決定日及び告知日

本件各書籍の内容の検査日、貴所長による本件各措置の決定日及び申立人に対する告知日は、次の一覧表のとおりである。

	検査日	決定日	告知日
別紙書籍目録記載 1ないし6の書籍	2010（平成22）年5月 20日	同年同月24日	同年同月25日
同7ないし12の 書籍	2010（平成22）年5 月24日	同年同月26日	同年同月27日
同13、14の書籍	2010（平成22）年6 月15日	同年同月16日	同年同月17日
同15の書籍	2010（平成22）年6 月21日	同年同月22日	同年同月23日
同16の書籍	2010（平成22）年7 月12日	同年同月14日	同年同月16日
同17の書籍	2010（平成22）年7 月28日	同年同月30日	同年同月30日
同18の書籍	2010（平成22）年8 月2日	同年同月4日	同年同月5日
同19の書籍	2010（平成22）年8	同年同月5日	同年同月6日

	月 4 日		
同 20 の書籍	2010 (平成 22) 年 8 月 30 日	同年同月 31 日	同年 9 月 1 日
同 21 の書籍	2010 (平成 22) 年 9 月 15 日	同年同月 16 日	同年同月 17 日
同 22 の書籍	2010 (平成 22) 年 10 月 28 日	同年同月 29 日	同年 11 月 1 日

### 3 本件各措置の根拠規定・理由

- (1) 貴所長は、本件各書籍の全てについて、刑事収容施設法第 70 条 1 項 1 号に基づき、「いずれも男性どうしの性行為等を描写した漫画、小説又は挿絵が掲載されているものであるが、本件各雑誌を申請人（申立人）が閲覧することにより、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある」と判断し、本件各書籍について閲覧を禁止する措置を執った。
- (2) 貴所長は、「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれ」について、未決拘禁者である被収容者に対して男性同士の性愛場面を露骨に描写した書籍等の閲覧を許した場合には、男性同性愛の性向を有する者はもとより、そうでない者であっても、性欲を異常に刺激され、性的興味や興奮を募らせ、①居室外において、他の被収容者に対して、発作的にわいせつ行為や性的暴行行為に及んだり、②これらの行為に嫌悪感を抱く他の被収容者との間でけんかその他の紛争が発生したり、③閲覧によって、拘禁に対する不満を増幅させて刑事施設職員や他の被収容者に対する暴行、施設設備等の破壊などの粗暴行為に出たりするおそれがあるなどの事態を想定したうえで、「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じる相当の蓋然性」があると判断した。

## 三 人権侵害と判断した理由

### 1 図書の閲読の自由

およそ人が、自由に、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、また、民主主義社会における思想及び情報に自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも、必要なところである。

それゆえ、これらの意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞紙、図書等の閲読の自由が憲法上保障されるべきことは、憲法 19 条、同 21 条及び同 13 条によって保障されるというべきである。

この点、最高裁昭和 58 年 6 月 22 日大法廷判決（民集 37 卷 5 号 793



とにおいて、その閲読を許すことにより刑事施設内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、その制限の程度は、かかる障害発生防止のために必要かつ合理的な範囲に止められなければならない（東京地裁平成4年3月16日判決（判タ784号197頁、判時1420号62頁）参照）。

### 3 本件へのあてはめ

#### (1) 被拘禁者の性向、行状

申立人には同性愛の性向を有する蓋然性があることが窺われる（申立人は、2011（平成23）年1月12日付提起にかかる前記訴訟において、自らが男女両性愛者、男性同性愛者かつペデラスティであることを自認している。）ことから、申立人が本件各書籍を閲読すれば性的刺激を受ける可能性があることは否定できない。

しかし、性的刺激を受ける可能性があるとしても、それが外部的行為として発現するか否かは別問題であり、貴所が「①居室外において、他の被収容者に対して、発作的にわいせつ行為や性的暴行行為に及んだり、②これらの行為に嫌悪感を抱く被収容者とけんかその他の紛争が発生したり、③閲覧によって、拘禁に対する不満を増幅させて刑事施設職員や他の被収容者に対する暴行、施設設備等の破壊などの粗暴行為に出たりするおそれがある」とすることとの間には相当の径庭がある。申立人は性犯罪を理由に収容されているわけではなく、調査の結果をからも、申立人の行動制御能力に特段問題があるなどの事情は認め難い。

#### (2) 刑事施設内の管理、保安の状況

前記のとおり、申立人は、貴所に収容されていた期間中、運動時及び入浴時を含めて単独処遇を受けていたことが認められる。

とすれば、申立人が、前記期間中、他の被収容者と相互に接触することは物理的に困難といわざるを得ず、居室内はもとより、運動時及び入浴時等、①居室外において、他の被収容者に対して、発作的にわいせつ行為や性的暴行行為に及んだり、②これらの行為に嫌悪感を抱く被収容者とけんかその他の紛争が発生したり、③閲覧によって、拘禁に対する不満を増幅させて他の被収容者に対する暴行などの粗暴行為に出たりするおそれは極めて小さい。また、③刑事施設職員に対する暴行、施設設備等の破壊などの粗暴行為に出たりするおそれについても、東京拘置所刑務官職務執行細則<sup>3</sup>に貴所の規律及び秩序の維持を図るために刑務官が依るべき職務に関する規定が詳細に定められており、貴所職員は同細則等に基づき職務を適切に執行しているものと思料されることから、貴所が想定する上記事態が生ずる具体的な危険性は極めて低い。

<sup>3</sup> 平成19年6月1日付け達示第35号「東京拘置所刑務官職務執行細則」の制定について

### (3) 本件各書籍の内容

前記のとおり、本件各書籍は、全体として見れば、男性同士の性行為等が掲載された成人用雑誌、男性同士の恋愛や性行為等の場面を描写した漫画、小説等が掲載された雑誌である。

しかしながら、本件各書籍が、読者をして、性欲を刺激され、性的興味や興奮を募らせるものであったとしても、「①居室外において、他の被収容者に対して、発作的にわいせつ行為や性的暴行行為に及んだり、②これらの行為に嫌悪感を抱く被収容者とけんかその他の紛争が発生したり、③閲覧によって、拘禁に対する不満を増幅させて刑事施設職員や他の被収容者に対する暴行、施設設備等の破壊などの粗暴行為に出たりするおそれがある」などの事態が想定されるから、刑事施設内の規律及び秩序が害されるおそれが高いとまではいい難い。

また、本件各書籍は、男性同士の性行為等の場面が描写されていること以外では、未決拘禁者において一般的に閲読可能な異性間の性行為等の場面が描写されている成人用雑誌に比して、そのわいせつ性の程度において何ら異なるところはないと評価できる。

### (4) その他の事情

刑事施設は、異性との接触が断たれた特殊な環境であるとはいえ、「元々異性愛である者でも、そのような異性を得られない環境下で、異性の代償として同性を恋愛や性行為の対象に選択すること」（いわゆる「機会的同性愛」）は、精神医学上の観点より論じられているに過ぎず、本件における具体的事情が考慮されたものとは考え難い。

さらに、「男性同士の性愛場面が露骨に描写された漫画等が掲載された雑誌の閲覧を許した場合には、男性同性愛の性向を有する者はもとより、そうでない者であっても同性に対する性的興味や興奮を刺激せしめ、他の男性被収容者や刑事施設職員に対する性的接触等に及ぶおそれが、異性間の性愛場面が描写された雑誌について閲覧を許可した場合よりも多分に認められる」ことを裏付けるに足りるだけの合理的な根拠も乏しいことなどから、そのおそれは、一般的抽象的な可能性に止まるものであって、現実的な危険性は極めて低いといわざるを得ない。

### (5) 結論

以上によれば、貴所が申立人に対して本件各書籍の閲読を許すことにより、貴所の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があるとまでは認め難い。

また、同性愛が描写された書籍は、異性愛が描写された書籍より、より厳密に取り扱っているという貴所の運用は、性的嗜好による不合理な差別的取扱といわざるを得ない。

したがって、申立人に対して本件各書籍の閲読を不許可とした貴所の本件各措置は、性的嗜好による不合理な差別的取扱であり、申立人の享有す

る閲読の自由に対する必要かつ合理的な範囲の制約を超える制約であるから、申立人の同自由を侵害するものである。

#### 四 処理意見

以上のとおり、貴所が申立人に対して行った本件各措置は、申立人の図書閲読の自由を侵害するものである。

よって、頭書のとおり警告する。

なお、当会は、貴所に対し、雑誌「B a d i」（2007年2月号）の閲読を禁止したという本件と同種の事件（平成20年東人権第105号）について、2008（平成20）年6月30日付で警告いたしましたにもかかわらず、今回再び上記同様の人権侵害がなされたことを踏まえ、強い懸念を表明するものです。

以 上

## 書籍目録

- 1 「DVD June」 vol. 10 (付録雑誌も含む。)
- 2 「コミック June」 vol. 73 (付録雑誌も含む。)
- 3 「麗人」2010年5月号
- 4 「Dear+」6月号
- 5 「BE-BOY GOLD」2010年6月号
- 6 「花音」6月号
- 7 「小説 b-Boy」2010年5月号
- 8 「BOY'S ピアス」5月号
- 9 「MAGAZINE BE×BOY」2010年6月号
- 10 「Daria」2010年6月号
- 11 「Chara」6月号
- 12 「Chara selection」5月号
- 13 「小説 b-Boy」2010年7月号
- 14 「Comic Magazine LYNX」 vol. 32
- 15 「JUNE」6月号
- 16 「小説 LYNX」2010年8月号
- 17 「Limit」
- 18 「盟約の恋鎖」
- 19 「運命はすべて、なるようになる (上)」
- 20 「Badi」(2010年10月号)
- 21 「小説 LYNX」2010年10月号
- 22 「ボーイズラブ」